

平成 27 年度

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(知的障害者生活介護 ・ 知的障害者施設入所支援)

事業計画書(案)

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(事業内容：生活介護・施設入所支援)

822-0007 福岡県直方市大字下境字鬼ヶ坂 3 3 6 - 1 1

TEL 0 9 4 9 - 2 4 - 6 6 2 2

FAX 0 9 4 9 - 2 4 - 8 3 3 3

平成27年度 鷹取学園における事業計画 (案)

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

【事業内容】

(目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

社会福祉法人 福智の里 経営内容

指定障害者支援施設 鷹取学園

- | | | |
|------------|--------|-------------|
| (1) 生活介護 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |
| (2) 施設入所支援 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |

1、はじめに

ア) 障害者自立支援法のスタートから

日本国における社会福祉法の改正により、支援費制度から障害者自立支援法による新体制が平成18年4月よりスタートし、鷹取学園は平成21年4月より移行しました。平成27年度で7年目を迎えることとなります。

平成21年度のスタート時点での当園における施設運営体制の変化は、①日中活動系サービスの生活介護支援のサービス費と②居住系サービスの施設入所支援の11区分における区分域に対して、当園の対象区分域が判明し、報酬単価とサービス提供職員配置基準(常勤換算)が決定する事により、職員数が見直されることになりました。

以上の結果から、入所定員76名は変わらないまま、支援員の数が前年の平成20年度より、8名増員しなければならないという結果となりました。勿論、措置制度の時代から重度、最重度知的障害者施設の職員の勤務体制を考えた場合に、労基法上から考えてみても支援員の勤務内容は宿直体制ではなく、夜勤体制に切り替えなくてはならないと長い間言い続けられて来たものの、社会福祉法の基準からすると宿直体制でしか進められなかったという現実的な制限が付いていました。

新体系となり労基法で言われる勤務体制を夜勤体制の水準に嵩上げできたものの、福祉の仕事というものは、職員数が増えればそれに対応できるものではないという事をどうしても理解して貰い難い点があります。

イ) 新卒支援員採用が難しくなった

世界的な不況時代が来たせいで、失業者が増えたということと、日本社会に於いて今までにない高齢者社会が到来したことで、その対応として社会福祉分野には多くの働き手(人材)が必要とされるようになったことが組み合わされ、失業者の就労対策として、失業者問題解決策として社会福祉分野への就労活動が活発化してきた。「一般企業よりも少し給料は低いが、失業して、全く金が入って来ないよりもまだ。この不景気の中、仕事の無い社会になっているので、失業者は福祉の分野に行けば仕事にありつける。社会のためになり、困っている人から喜ばれる仕事だ。」という社会現象が一気に盛り上がりました。老人福祉では多くのヘルパース

テーションができました。資格としては今までにあった社会福祉主事の資格のほかに、一気にホームヘルパー資格、ケアマネージャーの資格、介護福祉士の資格、社会福祉士の国家資格、精神保健福祉士の国家資格ができ、多くの人たちがその資格を手に入れば、それなりの社会的に認められた仕事に就けるという願いで資格を取ることが当たり前の状態になっています。

しかしながら、このような社会現象が出て来る少し前から、社会福祉関係の学校や専門学校では、社会福祉の業界は他の業界よりも極端に給与水準が低かったせいと、将来に対する生活の安定が望めないために、社会福祉の重要性が叫ばれながらも、また社会福祉分野での資格の必要性を訴えながらも、社会福祉に力を入れてきた大学や専門学校の卒業者が福祉関係の仕事に勤務することを望まず、他の業界に就職していくという傾向になってしまいました。

それに加え少子化問題や福祉関係の学校へ入学を希望する学生が少なくなって来たことにより、社会福祉関係の大学や専門学校は入学生徒の定員数を減らさざるを得なくなり、学部を廃止するといった状態まで来ていることをもっと早く掌握し、対応すべきであったと思うところです。現在でも資格は取ったものの、障害者をみていくことの大切さは分かりますが、資格に対する給料の確固たる保障の裏付けはなく、正に安上がりな社会福祉体制を考えて、職員数を多く増やせば何とかなるといった福祉構造を作り上げようとしている考え方は、もっとも事故に繋がりがやすく、大きな社会問題を引き起こすことにもなりかねないと思えます。

当園はそのような事態にならないよう、しっかりとした職員体制のもとに、重度、最重度者の支援をきちんと続けて行けるように努力して行きたいと願うところです。平成27年度の職員採用に対して、4月から新たに男性1名と女性1名の採用を予定していますが、残念ながら新卒者の採用には至っておりませんし、前年度に比べると支援員の数が減った状態でのスタートになりそうです。平成27年度は随時職員の応募を行い、知的障害者福祉現場業務に熱意のある方であれば、資格等は問わずに採用をしたいと考えています。

ウ) 支援職員の資格問題

福祉関係の資格を持っている人が増えていくことと、現実的な支援関係との間にはかなりの乖離が生じ、国家資格を持った職員は現場からは遠い仕事分野につきたがり、国家資格を持たない職員が手探り状態で、現場に於いて四苦八苦しながら支援するといった傾向が既に来つつあります。専門性の必要を口にしながら、専門性からは程遠い福祉形態ができ上がりつつあると言わざるを得ません。

医療分野でもいろいろな専門分野があってこそ、仕事の深さが進んでいると思いますし、医療分野でエキスパートとして尊敬されているドクターは、やはり現場の要となって活躍されているドクターの皆さん方と言えます。

社会福祉分野は、今や十把一からげという状態ではないかと思います。社会福祉士の国家資格を持っていれば、三障害の仕事分野のどれでもこなせるというのが当たり前として、当初の考え方通りに進められてきました。

ところが、それに加えられた形で精神保健福祉士という国家資格がつい最近から重要視されるようになりました。

この傾向は、精神分野は社会福祉士の枠とは少し違う部分であるという考え方になってきたのだと思います。そうであるならば、当初からもっと根本的な立場から各障害分野に対して、もっと専門的な資格を持たせた学生を育てて現場に送り出して貰いたいところです。まったく資格が無かった頃から、この福祉業界に関わってきた立場の私たちは、先進福祉国の制度から社会福祉の専門的知識を持った学生を育てることを望んできたのですが、実際になぜ現場に役立つ専門的知識をもった学生や専門職員を、国は育てるようにしてくれないのかと愚痴が出ています。

エ) 社会福祉の仕事について

昔から社会福祉に関わる職員の給料は一般企業の賃金よりも低くて当たり前だ、社会福祉に携わる仕事自体が、海外から導入されて来たものであり、キリスト教や宗教的な崇高い精神に基づいて金銭には代えがたいものがある。そして社会福祉事業を支えていける国というか社会そのものの中に、奉仕精神を含む労働やそれを実践していくという大切な精神を評価したり、社会福祉の大切さを認めてくれる考え方が既に流れているという前提で進められてきたと思います。また社会福祉事業に関わって来られた先達の皆さんは、後輩にもそのような精神を引き継いで来られましたし、現在も続いているし、今後も引き続いていくものと思っています。

しかし、社会福祉に関わってきた多くの先輩たちの歩みを、現在の社会福祉事業をやっていく人たちの中には、単なるお金になる仕事として経済の中のシステムの一つとして社会福祉事業を展開させているだけの姿になっている部分があるように見受けられます。今後、福祉行政はどのような方向に日本の福祉を向けて行こうとしているのであろうかとふと立ち止まらなければならない感覚を持つことがあります。措置費時代の考え方は、社会福祉は行政が国民の税金で障害者を救ってあげているという感覚でした。だから、障害者自立支援法では障害者の立場を考えると福祉事業者と福祉受給者は対等な立場でなければならぬため、契約という形を取るようになったと説明を受けた経緯があります。社会福祉の形が、その時々々の社会制度の在り方で、支援をする側の立場が強くなったり、逆に支援を受ける側の障害者が制度上の形で権利を振り回すような結果になること自体が、多くの人が望む社会福祉という事とはかなり隔たったものになっているとしか言いようがありません。

支援する側も、支援を受ける側もどのような社会福祉制度で進もうとも、お互いが協力していかなければ良い支援には繋がって行かないものであると感じていなければなりません。社会福祉事業の受給内容は確かに基準として、契約として、範囲として決められる事かも知れませんが、具体的に支援に当たる側の人間とそれを受ける側の人間は、お互いの人間性の上に接していかなければ決して良い支援内容(受給サービス)を受けるといふことにはなりません。

社会福祉とは、してやるものでしょうか、また、して貰って当たり前の事業なんでしょうか。社会福祉の国家資格をやけに重い資格に位置づけようとして福祉の内容が空回りしているのではなからうかといった感を受けます。福祉の仕事の内容を資格という基準で形作って行こうということであれば、恐らくこれから先の日本の社会福祉は、形だけの流れになり経営も難しくなり、いろいろな社会問題が生じ、社会福祉の精神は息詰ってしまい、福祉支援を受ける対象者は精神的な満足感のない支援内容を受けるといふことになるのではと心配されるところです。

オ) 鷹取学園の新入所者受け入れ枠について

当園は平成21年4月1日から、①日中活動は「生活介護」、②土日の支援及び平日の夜間支援に携わる部分は「施設入所支援」の形態で進めて来ました。そして6年が経過し、定員76名に対し、現在は76名が利用しており欠員はない状況です。ここ数年で数名の入退所がありました。新しく入所された方の傾向としては、他施設では見てもらえなかった方、精神科の病院に入院されていた方、相談支援センターに駆け込まれた方等が入所されています。

カ) 鷹取学園の高齢化に対する取り組み

平成27年度は高齢化に向け、また入所されている若い対象者を含め、日常生活を展開していく中、できるだけ入院に至らない様に日頃から少しでも老化防止対策に力を注いで行く様に努めたいと考えています。重度知的障害者の特性とも言うべき、健常者のように身体全体の活動範囲が狭いというか、十分に身体を動作できないといった特徴のために、年齢と共に廃用性機能低下に繋がらないように、学園生活全般に亘って再度の見直しをしつつ取り組んでいきたいと思っています。

知的障害者の高齢化は、健常者が高齢化したときに見られるような老化現象が、若い年代においても既に退行現象ともいふべき状態が見られているという、知的障害者特有の姿が始めか

ら秘められている点に注目しておかなければなりません。

年齢的に既に70歳を迎えた方や、60歳に近い入所者の皆さんが増え始めています。具体的な内容は「支援計画書」で表して行きますが、学園は「少しでも老化を遅らせる」といった考えで、リハビリを今まで以上に充実させ、設備面についても改良する必要があると感じています。

キ) 「障害者総合支援法」の施行から

我が国の障害福祉施策は従来の「措置制度」から、平成15年には「支援費制度」、平成18年には「障害者自立支援法」、そして平成25年4月1日から新しい法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「**障害者総合支援法**」が施行され、次々と変わってきました。

平成26年4月からは「障害程度区分」が「**障害支援区分**」へ変わり、認定調査の内容も変更された事から、今回は知的障害者や精神障害者の特性が幾分か反映され、区分結果は概ね妥当な結果が出ています。また、法律の一部改正により、障害者向けケアマネジメント手法が義務付けられ、平成27年3月までに「**サービス等利用計画**」を作成する事になりましたが、相談支援事業所及び相談支援専門員の数が足りず、特に福岡県は全国的に見ても計画作成率が低く、当面の措置として「セルフプラン」の促進を図っている市町村が出て来ています。平成26年度は「障害支援区分」の認定調査と、「サービス等利用計画書」の対応に多くの時間と労力を費やされた一年間となりました。

平成27年度は、障害福祉サービス等報酬改定の年になります。障害福祉サービス関係費は、この10年で2倍以上となっており、介護報酬が△2.27%と大幅なマイナス改定となる中、平成27年1月14日に、平成27年度障害福祉サービス等報酬の全体の改定率が公表され、改定率を**±0%**(福祉・介護職員の更なる処遇改善の上乗せ分を含む)とすることが示されていましたが、平成27年2月12日に開催された第15回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、厚生労働省より報酬改定の概要が示されました。この度の報酬改定は、現場職員の更なる処遇改善を図るとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけた対応を行うとの基本方針のもとに行われていますが、基本報酬の見直しにより「生活介護」「施設入所支援」ともに報酬単価が減算され、それに加え重度障害者支援加算(Ⅱ)の見直しや補足給付の見直し等もあり、今回の改定は厳しい状況になっているようです。

社会福祉法人制度の在り方も検討されている中で、当園も次々と変わっていく障害福祉の流れに即対応していけるように態勢を整えて行くつもりですが、開設当初から取り組んでいる重度、最重度の知的障害者の支援を、きちんと続けて行くことを中心に努力して行きたいと考えています。

ク) 当園における平成27年度 知的障害者福祉の事業方針

平成27年度も、どのような政治の流れになろうとも、知的障害者福祉の在り方について、こうあるべきだといった進むべき方向性とそれを実現して行くための計画案を、知的障害者福祉関係者自体が何時、どのような社会情勢になったとしても、きちんと示して行けるだけの体制を作り上げておかなければならないといえます。

平成27年度 鷹取学園の進むべき方向は、昨年まで進めてきた方針を再度検討しながら、更に前進させて行くという事に目標を置き、重度化や高齢化に対応するための機能を強化できるよう、平成27年度事業内容を運営規定に基づいて下記のように計画、実施していくことに致しました。

2、平成27年度事業

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上並びに維持のために行われる必要な援助。

対象 = 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害程度区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上である者）

(2) 施設入所支援

指定障害者支援施設は、都道府県知事の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行う。

施設入所支援の対象 = 次に該当する障害者

- ① 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。

3、平成27年度事業計画(案)

1) 行事に関して

平成27年度は通年の行事内容で実施予定。

その中で大きな行事のみを抜粋

- 〈1〉 第35回運動会
- 〈2〉 第35回学園祭
- 〈3〉 第35回親子旅行(日帰り・一泊)
- 〈4〉 第35回餅搗き大会
- 〈5〉 第35回クリスマス会
- 〈6〉 その他

親子旅行につきましては、園生・保護者の高齢化に伴い、平成17年以降は「日帰り旅行」のみで実施していましたが、年々保護者の参加が減って来ており、「親子旅行」と言えなくなっている面もあります。しかし、園生にとっては1年に一度の大変楽しみにしている行事でもあり、社会参加という観点からも是非継続して行きたいと思っています。平成26年度は初めて「日帰り」と「一泊」の2グループに分けて実施しましたが、園生・保護者・職員からも「大変良かった」という意見が多く出ていました。また、運動会や学園祭等の行事についても、全て今までと同じ形で実施するという事が難しくなっている面がありますので、十分に検討しながら進めて行きたいと思っています。

2) 建物等に関して

※ 当学園は平成25年度の事業で「耐震診断の業務委託」を実施致しました。昭和56年の開所前に建てた全棟(①管理棟 ②男子居室棟 ③女子居室棟 ④浴室棟 ⑤作業棟)について実施し、平成26年3月19日の『最終報告』で、全棟について『改修不要』の結果が出ています。(※昭和60年に増築した「重度棟」については対象外。)但し、耐震診断の結果は喜ばしい結果となりましたが、当園も35年目を迎え、利用者の方の高齢化等の問題が実際に起きております。今後は浴室棟の増改築・居室棟の増改築・個室化(洋室化)の必要性等、様々な問題に迫られております。建物自体も手入れは行っていますが、老朽化は隠せないところです。

(1) 管理棟の屋根防水改修工事

継続懸案事項で上げていた内容です。平成13年に一度実施して以降、一部補修工事に対応していましたが、全体的に塗装が剥がれてしまっており、平成25年度の雨漏り調査の結果、早急に改修する必要がありましたので、平成25年度は男女居室棟、平成26年度は重度棟と作業棟の屋根防水改修工事を実施しております。平成27年度は残りの管理棟(事務室・園長室・職員室・医務室・調理室・食堂等)という事になります。

(2) 各作業室の手洗い場(流し台)に給湯設備を設置したい

今まではアロエ班・染色班・和紙班に給湯設備を設けていましたが、平成26年度は新たに手工芸班・ピンチホルダー班・機能班の3ヶ所に給湯設備の工事を行い、特に冬場の問題が改善され支援に役立っています。これで残すところは陶芸班と農園芸班という事になり、園生の健康管理や衛生面の向上といった面からも給湯設備を設置したいと思えます。

(3) 廊下等のPタイル修理について(各棟)

本来Pタイルはワックス掛けを行います。入所者が掃除する場合は水拭き掃除しかできません。ワックス掛けが難しいために、今後も水拭きという方法を継続していくしか仕方ありません。水拭きをすると、どうしてもPタイルが浮き上がり破損してしまいます。平成27年度も破損したPタイルは交換の必要があります。

(4) 浴室棟の増改築工事について

これも継続懸案事項で上げていた内容です。入所者の高齢化が進み、現在は歩行器を使用している入所者が、一時的に使用している方を含め5名います。また高齢化に伴う機能低下・筋力低下で介助が必要な入所者も増えて来ています。入浴介助の際、支援員が介助する場所も介護用の椅子を設置して手狭になり、何よりも現在の脱衣場の広さでは対応が困難になっています。今後は車椅子を使用する入所者も出て来る可能性もあります。特殊浴槽の設置とまでは考えていませんが、病院や高齢者施設向けの「介護ユニットバス」等の設置も含め、浴室の構造から考え直して行く必要があります。しかし、現在の浴室は構造上の問題や元々の広さが足りず、他の場所に新しく増築した方が良いと判断されます。例えば現在の機能回復訓練室(レストルーム)の場所が考えられると思います。また、新しい浴室を増築すれば、既存の浴室の後をどのように改築すれば有効利用できるのかも考えて行く必要があります。今のところは、①寝具倉庫 ②日用品・掃除用品倉庫 ③娯楽室(カラオケルーム) ④夜勤責任者室兼相談室 ⑤物入れ等が考えられます。以上のように浴室棟の増改築工事を実施するのであれば、①既存の機能回復訓練室(レストルーム)の解体工事 ②新浴室棟の増築工事 ③旧浴室部分の内部改造工事 ④建築基準法の対応改善工事等の大掛かりな工事となります。

〈5〉 ディズニーホームの洋室化(改装・増築)

ディズニーホームの利用者の中には、老化による筋力低下や骨折後の対応として、常時ベッドが必要な対象者が現在4名もいます。しかし、現在洋室は一部屋(8号室)のみであり、和室にベッドを入れて対応するしか方法がありません。今後もベッドが必要になる利用者が増えてくる事を考えると、居室の改造、もしくは増築を考えなければなりません。但し、建物を建て替える場合の現在の法基準は、入所者一人の居室空間は9.9㎡になっています(鷹取学園ができた当時の法基準は一人あたりの居室空間の基準は3.3㎡でした)。

〈6〉 女子棟(ディズニーホーム)～重度棟(フラワーホーム)間の渡り廊下の床改修工事

平成17年にバリアフリー化した際、床の滑り止め塗装を行っていましたが、全体的に塗装が剥がれており、雨が降り込んだ際や水拭き掃除の後に滑りやすくなっている箇所が出て来ています。特に各棟の出入口付近はスロープになっている事もあり、防滑仕様の再塗装工事が必要です。

3) 購入物品、修理品、その他に関して

〈1〉 各居室のエアコンが老朽化してきている

フラワーホーム(重度棟)は従来のセントラルヒーティング形式の全館冷暖房設備でしたが、故障が多くなった事で、平成25年12月に各居室のエアコン空調設備に切り替えただけですが、プロ野球ホーム(男子棟)とディズニーホーム(女子棟)については、各居室のエアコンが設置後10年以上経っている事もあり、部屋によっては効きが悪くなっている所もあるため、電気代のことを考えると省エネタイプの新しいものに順次買い替えた方が良いと思われれます。

〈2〉 受電設備(高圧負荷開閉器・高圧ケーブル)の取替改修が必要

電気設備については定期的に九州電気保安協会の保守点検を受けていますが、電柱からキュービクルの間に設置されている①高圧負荷開閉器(電柱の上部に設置されている機器＝学園の財産)が更新推奨時期(約10年)を超過しており、計画的な改修が必要との指摘がっております。また、②高圧ケーブル(電柱上部からキュービクルまでの電線＝学園の財産)も同様との事であり、学園電源の大元になる機器・設備ですので交換工事を行いたいと思います。

〈3〉 リハビリに必要な設備及び運動器具の購入

先ず始めに「鷹取学園はリハビリを行うための施設ではない」という事を確認した上での内容であります。高齢化防止や体力維持を目的とした運動を効果的に行うため、リハビリの先生方の助言を仰いで、チューリップハウスもしくは各ホームのディールーム等に必要最小限の運動器具や設備を整えたいと考えています。例えば歩行訓練でわざと不安定状態を作るために購入した「エバーマット」のように、危険性のないものであれば、支援員が常時傍に付かなくても、利用者のみで行えるような器具(設備)があればと考えています。(例: 歩行用の階段・昇降式平行棒・壁面用肋木等)

〈4〉 アロエ班の器具(スライス機)の買い替えが必要

スライス機につきましては、班開設時に明治屋産業株式会社様から中古の肉用スライス機を譲り受けて使用しておりましたが、この型のスライス機を使用しての作業は、危険性を伴いますので職員のみで使用していました。平成26年度に安全な野菜用スライス機を1台購入し、園生のみで使用できるようになっていますが、もう1台の厨房から譲り受けていた古い分は、スライスというよりも摩り下ろしてしまう状態で、厚さ

調節が困難です。新たに野菜用のスライス機をもう1台購入したいという要望が上がっております。

- (5) 陶芸班のタタラ機の買い替えが必要
現在使用している手動式タタラ機は昭和58年に購入した物で、故障した際はその都度修理を行っていましたが、型自体が古くなり修理の交換部品が無いという状況になっています。タタラ機は締まった粘土板を自在に成形できるという物であり、園生の作業には欠かせないものです。今後も作品の質の向上を目指す意味でも、是非新しい物を購入して作品づくりに活かしたいと考えています。
- (6) 医療用の公用車(イブサム)の買い替えが必要
現在医療用として主に使用している公用車につきましては、平成12年1月に購入した車両で、走行距離も約8万kmとなっており、塗装も剥がれ掛かっています。入所者の高齢化も進み使用頻度が一番高い車両でもありますので、福祉車両の助成金も視野に入れ、7～8名乗車できる新しい車両に買い替えたいと考えています。
- (7) 避難誘導灯(LED)の改修工事について
継続懸案事項で上げていた内容です。学園の避難誘導灯は昭和56年からの古いものが付いたままで、かなりの電気を喰っていました。消防設備の点検は年2回実施しておりますが、今年度の点検時に誘導灯の1台が故障しており、本体の交換が必要になりました。その際に見積りをとったところ、現在はLED灯の分しか扱っていないとの事でした。安全のために欠かすことのできないもので、常時点灯させるため消費電力が少ないLEDを光源とする誘導灯に取り替えたいと思います。
- (8) ビジネスフォン(電話機)の買い替え、若しくは再リース契約が必要
現在使用している電話機は平成12年から使用している物で、故障した際の補修用部品の保有期限が終了しています。万一故障した際は業務に支障をきたしますので、新しい物に替える必要があります。
- (9) カラーコピー機(事務用・支援用)の買い替え、若しくは再リース契約が必要
現在使用しているコピー機(プリンター)は平成16年から使用している物で、使用頻度もかなり高く故障が増えている状態です。毎日必ず使用するものであり、万一故障した際は業務に支障をきたしますので、新しい物に替える必要があります。

4) 維持管理、その他

- (1) ボイラー缶内の点検及びメンテナンス
フラワーホームは各居室のエアコンに切り替えましたが、本館機械室の給湯ボイラーについては、平成26年度も保守点検の契約を行い、点検・部品交換・掃除まで行いました。今後も継続してメンテナンスを依頼し、機械の老朽化を防止して少しでも省エネに繋がるようにします。
- (2) 厨房機器の点検及びメンテナンス
調理室につきましては、平成20年に全面増改築工事を実施し、厨房機器についても一新していましたが、年月も経った事で各機器も故障が目立ち出し、修理を繰り返さなければならぬ状況になっています。また、修理の際の出張費もばかになりません。食事については園生が一番楽しみにしているもので、生活を送る上で一日も欠かせないものです。約19台ある機器を良い状態で且つ長く使用していくため、年2回の点検(凝

縮器薬品洗浄)の業務委託契約を行い、ランニングコスト削減に繋がりたいと考えています。

5) 園内の環境整備

〈1〉各ホームの装飾

園生居住棟のプロ野球ホーム（男子棟）、ディズニーホーム（女子棟）、フラワーホーム（重度棟）に、各ホームの特色を持たせるために、ホーム毎に装飾を施します。

6) 学園周辺の環境整備に関する事

学園周囲の環境については、1年中、いつでも花が途切れる事なく咲いているといった環境整備を考えています。各ホームで植えつけ、管理を行っていくといった方法で進めます。また、樹木に関しては、外部のプロに依頼して園庭整備を進めていく予定です。

7) その他継続懸案事項

〈1〉居室改装（バリアフリー構造）の件

高齢化に対しての、居住空間の改善ということでは、部屋が狭すぎるといった事が考えられます。現在は和室であるため、床と上がりがまちの間に段差があり、高齢化を考えれば床はフラットで、汚れた場合に手早く掃除できる等、衛生的且つ安全に活用できる、介護しやすい居室の改装が今後必要になると考えられます。また、男子棟と女子棟については、居室出入口の扉(引き戸)が木製で、出入りを繰り返す際にどうしても扉やレールが痛んでしまいますので、その都度の交換や調整が必要です。

〈2〉個室増築計画

インフルエンザの流行時にどうしても隔離しなければならない対象者が出ましたが、医務室だけでは足りず、隔離のために自宅に帰すという方法を取らざるを得ません。風邪引きの例でもそのような状態ですので、現時点で精神科にかかっている、本人自身が眠れないとか、動いてまわり他人に迷惑をかけるために、特別に一人1室を使用させなければ生活できない人がいます。更にこれからの高齢化を考えますと個室(洋室化・バリアフリー化)の必要性が高くなると思われれます。

〈3〉廊下の冷暖房設備について

フラワーホームの各居室をエアコン空調設備に切り替えて、従来のセントラルヒーティング形式の全館冷暖房設備の棟は無くなりました。今後は入所者の高齢化を考えて行かなければなりません、その時には廊下の冷暖房設備が必要と思われれます。

〈4〉歯科診療室をどのように考えるか

現在、歯科治療を学園内で実施していますが、機械が古くなってきています。措置制度の時には学園側が全て考えて行くという事になっていましたが、現在の制度の下では、病気に対しては入所者の自己負担という考えが基本にあります。今後起きてくると思われれます歯科治療機械の買い替え等の問題についても、学園独自で新たな歯科治療の機械を買い替えることが妥当であるのかといった問題が生じてくると思われれます。今後とも十分に検討して、具体的に考えを進めて行かなければならないと思われれます。

〈5〉軽作業棟Ⅱのトイレ改修について

園生の高齢化に伴い、最近では重度棟(フラワーホーム)や作業棟(アロエ・陶芸室)トイレの和式便器を洋式便器に取り替えています、軽作業棟の女子トイレについても、現在は和式

が1器と洋式が1器で、洋式が使用中の場合は空くまで待つか、ホームに戻る必要があります。重度の園生は尿意を感じて排尿するまでの間が短く、失敗してしまう事も見られています。また、現在の洋式便器の方も手摺り等が全く設置されてないため、男子トイレ(洋式)も含め改修が必要になっています。

(6) 園庭の舗装工事について

平成16年の敷地西側斜面擁壁第二期工事の際に、正面玄関付近・公用車駐車場・拡張した敷地の部分舗装工事を行いました。雨が降った際は大きな水溜りが数箇所にできてしまう状況です。学園祭やもちつき大会等の行事を園庭で開催する際は、水切りモップで水溜りを掃かす必要があります。来園者の方にも迷惑を掛けてしまいます。また、開所当時からの舗装部分も痛みが見られており、筋力が落ちてつま先が充分に上がらない園生は転倒の危険性も考えられます。毎日の日中活動で園生が行き来する場所でもありますので、一度全面的にアスファルト塗装をやり直した方が良いと思われま

(7) 正門前のショップ兼事務倉庫について

平成6年に今の場所に建設し現在に至っています。当初は普段買い物等に外出する機会が少なかった園生に、自分の好きなおやつを選び、自販機でのジュース購入を経験してもらって、社会性を身に付させるために利用していました。また、園生の作品販売等にも利用する事も考えていましたが、社会参加訓練(現:社会交流)の機会も増え、作品販売においても直接地域(五日市やイオン販売)に出て行くようになりましたので、現在は事務(書類)倉庫としてのみ使用している状態です。倉庫があつた場所のため、学園前の道路を往来する車から死角となり、正門を開放したままでは交通事故に遭う危険性がありましたので、昼間も正門を閉めたままの閉鎖的な状態になっています。できれば倉庫を別の場所に建て直して、昼間の時間帯だけでも正門を開放したいと考えています。死角が無くなっても交通事故の危険性は残りますが、地域の方にも理解・協力をお願いし、「学園前を走行する際は徐行しなければ」という優しい地域社会になればと願っています。

8) 平成27年度職員研修計画

(1) 研修計画を立てるに当たり

平成27年度4月からは新たに男性1名・女性1名の採用を計画しております。

(2) 平成27年度職員研修

重度、最重度知的障害をもった入所者に対し、充実した支援を提供するために、それぞれの立場の職員に対し、研修の機会を多く提供して、できるだけ早く知的障害者福祉について深く理解ができるように進めて行きたいと思っています。社会福祉施設の職員として、高い質の向上が望めるように図って行きたいと考えています。

平成25年4月より「障害者総合支援法」がスタートしていますが、どのように時代の流れが変わろうとも、重度、最重度の知的障害をもった人達に対する日常的支援の内容は、それほど変更できるものではない訳ですので、しなければならぬ事は必ずして行かなければならないと考えています。

何時、どのような場面においても対応できるように、他の老人福祉分野とか身体障害者福祉分野とか精神障害者福祉分野と比較した場合に、知的障害者福祉分野においてはその特性が余りにもなおざりにされていると感じるところです。

現場を預かっている職員自身が本当に知的障害の特性を把握しておかなければならないのは当然のことですが、なかなかそれができないのが現状です。それ故、今までの歩みからでも分かるように何時も他の福祉部門と並んだ形では進んで行けません。

知的障害に重複した形での身体障害や精神障害、高齢化への対処といった支援を行わなければなりませんので、主軸になる知的障害の専門性を高めるために、関係する研修に参加させるつもりです。また、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、平成25年に創設された「強度行動障害支援者養成研修」にも計画的に受講させたいと考えています。その他、各関係機関の開催する研修会等に積極的に参加させ、職員一人ひとりの質の向上をはかり、鷹取学園という一施設の立場からではありますが、周りの知的障害児・者福祉分野へ、他の障害者福祉分野へ、また日本の社会福祉全体に向けて、更なる社会福祉の向上を目指して一石を投じる事が出来るような存在の施設になるように努めて行きたいと思えます。

研修内容

- 1) 福岡県社会福祉協議会主催による各種研修会
- 2) 全国社会福祉協議会主催による各種研修会
- 3) 全国知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 4) 福岡県知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 5) 福祉関係機関より案内を受けた各種研修会のうちで、内容を検討し、当園に必要と思われる内容を取捨選択し参加
- 6) 異種開催の各種研修会並びに通信教育及び資格認定講習会等
- 7) 関係行政機関主催による研修会
- 8) 海外研修
国及び各福祉諸団体が主催する海外研修、その他知的障害者福祉の向上につながる内容の研修会
- 9) その他
例) 知的障害者福祉の向上につながる研修等
知的障害者の加齢化、高齢化に対して対応できる研修等

9) 職員の健康管理

職員の健康管理については、年1回実施予定。ただし、夜勤勤務をする職員のみ、年2回の法定健康診断が必要となっています。年齢が35歳以上に当たる職員については、成人病検診の内容までを対象として進めます。

検診の結果、少しでも異常の出た職員に対しては、日常から健康管理に留意させながら対応するようにしていきます。また場合によっては保健師指導を受けるようにさせたり、本人の症状に対しては、より早めに治療に行くように助言したり、健康管理に努める事が出来るように配慮して行きます。

10) 避難訓練

法的には、1年に2回以上の避難訓練を実施するようになっています。最低2回の訓練のうち1回は夜間を想定した避難訓練を実施します。火災時には、通報、初期消火、避難が必ず守れるようにします。最近では、ゲリラ豪雨・台風・洪水等の異常気象が発生していますので、火災想定だけではなく、様々な災害から身を守るという「防災意識」が必要です。学園の建物からの「避難」だけではなく、園外に出ている時に「安全な鷹取学園に戻って来る」という「防災訓練」も必要です。